

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	特定地域における工業用機械等の特別償却（半島振興対策実施地域）	
税 目	所得税・法人税（措法第 12 条第 1 項の表の第 1 号イ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ、第 68 条の 27、措令第 6 条の 3 第 1 項第 1 号イ、同条第 2 項、同条第 5 項第 1 号、同条第 6 項、同条第 7 項第 1 号、同項第 3 号、第 28 条の 9 第 1 項第 1 号イ、同条第 2 項、同条第 5 項第 1 号、同条第 6 項、同条第 7 項第 1 号、同項第 3 号、第 39 条の 56）	
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2 年間延長すること。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100          拡充：・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加すること。          (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター)          ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止すること。          (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲28.4 百万円 (▲900 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水道等の交通・生活基盤の整備と並行して製造業、旅館業等を振興することにより、所得水準の向上、雇用の場の確保等を通じた地域の活性化を図ることにより、半島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えているため、産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速し活力が失われてきている。</p> <p>一方、半島地域は、農地、森林、漁場からの豊かな農林水産資源や、景観・歴史・文化等の観光資源に恵まれており、国民経済の健全な発展、国民の福祉の向上等を図る上で重要な役割を有している。</p> <p>また、今般、新成長戦略において、地域活性化の切り札として、豊かな地域資源を活用した観光の振興、農林水産業の6次化等による成長産業化、情報通信技術の更なる利活用によるIT立国の推進が、目指すべき方向として打ち出されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、半島地域の特性を活用した地域経済を支える産業の創出、他地域との交流の促進により、地域住民の所得水準の向上、雇用の場の確保等を通じて、地域における定住化、集落機能の維持を図り、コミュニティの維持・再生を期し、その自立的発展を促進するため、現行の特別償却制度を延長するとともに、対象業種として農林水産物等販売業及び情報サービス業等の追加、旅館業についての地区要件の廃止が必要である。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○半島振興法第16条  「租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）  「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> <p>○政策評価体系  《大目標》  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》  農村の振興（産業、農村機能）  《施策分野》  農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%)
	政策目標の達成状況	<p>前回の目標（中山間地域の戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、本達成目標に変更することとした。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度：適用見込み件数 72件 平成24年度：適用見込み件数 69件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場製品の加工等による高付加価値や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれるとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・買換特例（所得税、法人税）（租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号ハ、同法施行令第39条の7第6項第2号ハ）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 24,591百万円（H22当初、国費）等 （農山漁村における定住や二地域間居住、都市との交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援等）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、半島振興対策実施地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置としての的確かつ効果的な手段である。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成19年度：適用57件 減収額 652百万円 平成20年度：適用69件 減収額 760百万円 平成21年度：適用53件 減収額 1,065百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	工場等の新規立地件数は、平成17年（86件）から平成20年（93件）まで80～90件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値（平成21年度）は47件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は21.4%（平成19年度）から44.7%（平成21年度）に向上していることから、現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度となっている。また、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。 引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、交流人口の増加等を通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。
	前回要望時の達成目標	中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。
これまでの要望経緯	（製造業）昭和61年度：創設 昭和63年度,平成2,4年度：適用期間の2年延長 平成6年度：適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度：適用期間の2年延長 （旅館業）平成17年度：創設 平成19,21年度：適用期間の2年延長	